

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月24日
【会社名】	日本電子株式会社
【英訳名】	JEOL Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗原 権右衛門
【本店の所在の場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
【電話番号】	(042)542-2124
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 修
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
【電話番号】	(042)542-2124
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 修
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,944,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額(会社法上の払込金額)の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本電子株式会社東京事務所 (東京都立川市曙町二丁目8番3号 新鈴春ビル3階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月14日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が平成26年2月24日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

d. 割り当てようとする株式の数

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	8,000,000株	3,484,240,000	1,742,120,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	8,000,000株	3,484,240,000	1,742,120,000

(注)1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

3 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年2月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 本有価証券届出書に係る第三者割当(以下「本件第三者割当増資」という。)の割当先である株式会社ニコン(以下「ニコン」という。)は3,000,000,000円を発行価額で除した数の株式(ただし、1,000株未満の端数は切り捨てるものとする。)(以下「本引受株式数」という。)につき申込みを行う予定であり、申込みを行わなかった株式については失権となるため、実際の発行数は上記と異なる場合があります、発行価額の総額の上限及び資本組入額の総額の上限は、それぞれ3,000,000,000円及び1,500,000,000円となります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	8,000,000株	2,944,000,000	1,472,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	8,000,000株	2,944,000,000	1,472,000,000

(注)1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注)3、4の全文削除

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)2	1,000株	平成26年3月4日(火) (注)3	該当事項はありません。	平成26年3月5日(水) (注)3

(注)1 発行価格については、平成26年2月24日(月)から平成26年2月26日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 当社普通株式の一般募集及び売出しについて」に記載の一般募集(以下「一般募集」という。)において決定される発行価格(募集価格)と同一の金額とします。なお、一般募集においては、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に一般募集における発行価格(募集価格)を決定します。

2 資本組入額は資本組入額の総額を発行数で除した金額とします。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、発行価格等決定日の決定に応じて、繰り上げることがあります。発行価格等決定日は、平成26年2月24日(月)から平成26年2月26日(水)までの間のいずれかの日を予定しており、申込期間は発行価格等決定日の4営業日後の日であり、払込期日は申込期間の翌営業日であります。したがって、

発行価格等決定日が平成26年2月24日(月)の場合、申込期間は「平成26年2月28日(金)」、払込期日は「平成26年3月3日(月)」

発行価格等決定日が平成26年2月25日(火)の場合、申込期間は「平成26年3月3日(月)」、払込期日は「平成26年3月4日(火)」

発行価格等決定日が平成26年2月26日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となります。

4 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

5 割当先であるニコンは本引受株式数につき申込みを行う予定であり、申込みを行わなかった株式については失権となります。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
368	184	1,000株	平成26年2月28日(金)	該当事項はありません。	平成26年3月3日(月)

(注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 割当先である株式会社ニコン(以下「ニコン」という。)が申込みを行わなかった株式については失権となります。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(注)1、2、3の全文削除及び4、5、6の番号変更

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,484,240,000	25,500,000	3,458,740,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年2月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であり、発行数の全てが引き受けられた場合の金額です。実際には、割当先であるニコンは本引受株式数につき申込みを行う予定であり、申込みを行わなかった株式については失権となるため、払込金額の総額(発行価額の総額)の上限は、3,000,000,000円となります。また、発行諸費用の概算額の上限及び差引手取概算額の上限は、それぞれ23,400,000円及び2,976,600,000円となります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,944,000,000	23,200,000	2,920,800,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2の全文及び1の番号削除

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限3,458,740,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,731,830,000円及びオーバーアロットメント第三者割当増資の手取概算額上限560,519,500円と合わせ、手取概算額合計上限7,751,089,500円について、4,500,000,000円を平成27年3月期から平成29年3月期の研究開発資金に、1,500,000,000円を平成26年3月期に株式会社JEOL RESONANCEの株式の取得(子会社化)に伴う短期借入金の返済に、それぞれ充当し、残額が生じた場合は、平成26年3月期に金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。実際の支出時期までは、銀行口座にて管理をいたします。

<中略>

- (注) 1 オーバーアロットメント第三者割当増資については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項
2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額2,920,800,000円については、本有価証券届出書に係る第三者割当(以下「本件第三者割当増資」という。)と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,148,900,000円及びオーバーアロットメント第三者割当増資の手取概算額上限473,080,000円と合わせ、手取概算額合計上限6,542,780,000円について、4,500,000,000円を平成27年3月期から平成29年3月期の研究開発資金に、1,500,000,000円を平成26年3月期に株式会社JEOL RESONANCEの株式の取得(子会社化)に伴う短期借入金の返済に、それぞれ充当し、残額を平成26年3月期に金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。実際の支出時期までは、銀行口座にて管理をいたします。

<中略>

- (注) 1 一般募集については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 当社普通株式の一般募集及び売出しについて」を、オーバーアロットメント第三者割当増資については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

当社は、平成26年2月14日（金）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、一般募集を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から1,350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、第三者割当増資が行われます（以下「オーバーアロットメント第三者割当増資」という。）。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年3月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、平成26年2月14日（金）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、一般募集を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式1,350,000株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当増資とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、第三者割当増資が行われます（以下「オーバーアロットメント第三者割当増資」という。）。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、平成26年2月27日（木）から平成26年3月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

< 後略 >

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

d．割り当てようとする株式の数

（訂正前）

ニコンに8,000,000株を割り当てる予定です。

なお、ニコンは本引受株式数につき申込みを行う予定であり、申込みを行わなかった株式については失権となります。

（訂正後）

ニコンに8,000,000株を割り当てる予定です。

なお、ニコンが申込みを行わなかった株式については失権となります。